

「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

1 事業概要

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

＜対象事業＞

- ・都道府県等において看護師等（理学療法士、作業療法士等）を雇い上げ保育所等へ派遣（必須）
- ・保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・派遣された看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士を配置
- ・その他、医療的ケア児の受入れに資するもの

2 事業の対象

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村

予算か所数：30か所（平成29年度応募自治体数23市町村）

補助単価：1か所あたり7百万円

補助率：国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

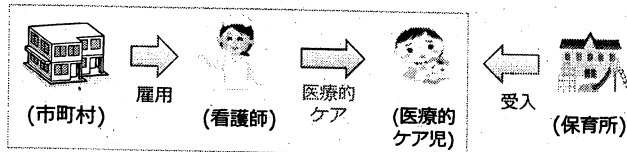
平成29年度「医療的ケア児保育支援モデル事業」の実施状況について

平成29年度実施自治体（23自治体）

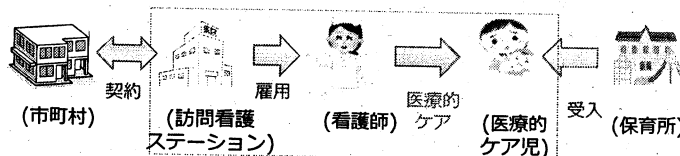
1	栃木県 宇都宮市	2	埼玉県 坂戸市	3	千葉県 市川市	4	千葉県 松戸市	5	千葉県 習志野市
6	千葉県 浦安市	7	東京都 福生市	8	東京都 八王子市	9	福井県 永平寺町	10	三重県 名張市
11	滋賀県 甲賀市	12	滋賀県 草津市	13	滋賀県 湖南市	14	滋賀県 近江八幡市	15	京都府 長岡京市
16	大阪府 茨木市	17	大阪府 箕面市	18	大阪府 交野市	19	大阪府 岬町	20	大阪府 堺市
21	岡山県 津山市	22	広島県 府中市	23	高知県 三原村				

医療的ケアの手法パターン

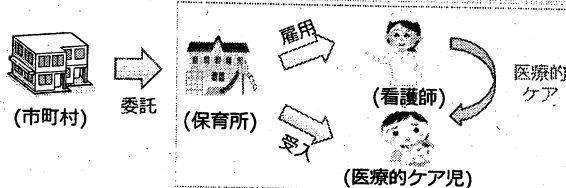
①市町村にて看護師を雇用し、医療的ケア児を受け入れる保育所へ派遣



②市町村が訪問看護ステーションと委託契約を交わし、訪問看護ステーションの看護師が、医療的ケア児を受け入れる保育所へ訪問



③市町村が、看護師を配置している保育所に委託し、医療的ケア児を受入れ



④看護師や訪問看護ステーションなどのバックアップを受けながら研修を修了した保育所の保育士が医療的ケアを実施。

